代 表 者 会 議 記 録

平成２３年５月１６日（月）

杉 並 区 議 会

目　次

議会役職人事について …………………………………………………………………… 3
その他
　議員報酬に係る議員提出議案について ………………………………………………… 4

代表者会議記録

日　　　時	平成２３年5月１６日（月）　午前１０時 ～ 午前１０時３２分
場　　　所	第２委員会室
出席幹事長（６名）	幹事長　富本　卓　　幹事長　島田　敏光 幹事長　小川　宗次郎　　幹事長　原田　あきら 幹事長　小松　久子　　幹事長　関　昌央
欠席幹事長	（なし）
幹事長以外の出席議員	
事務局職員	事務局長　伊藤重夫　　事務局次長 事務取扱区議会事務局参事　和久井義久 議事係長　依田三男　　調査担当係長　小塩尚広 議会法務担当係長　杉原正朗　　担当書記　上野和貴

（午前１０時　　　　開会）

座長　２回目の代表者会議を開会する。

《議会役職人事について》

座長　まず先に議題の１、議会役職人事について、議会運営委員会の委員の割り当てを諮りたい。

では、次長から説明する。

議会事務局次長　資料１をごらんいただきたい。議会運営委員会委員の条例の定数は12人。交渉会派４人以上、少数会派計７名という現状になっているので、交渉会派の議員の中からこの委員を割り当てると、48引く７で41名となる。委員按分率、12人割る41人で、約0.29となる。

これを会派の人数で割り返すと、杉自が３人、公明、民社、共産、ネみ、これが各２名、自民が１名となる。

こういう考え方でよろしいか。

座長　このような形で決めてよいか。

原田幹事長　この議会運営委員会というもののあり方だが、会派ではないが、少数会派が７名という一定の規模がある。どうかというのはいろいろあると思うが。

この間、議会運営の円滑な進行を図るということで、いろいろなことが議会改革といって進められてきたが、その点で、例えば少数会派から１人、くじ引きか何かで議会運営委員会に入れるということは考えられないのか、それは何か明確に防ぐ根拠とかそういうのがあるのか。

座長　明確に防ぐとか、そういう根拠等はないが、これまでの慣例に従って今回も考え方を示した。慣例によればこういう形で交渉会派の中で割り振るという形になるので、今回もこの形で提案をした。

原田幹事長　幹事長会がなくなって理事会ができ、議会運営委員会を通してもいろいろな意見を酌み取っていくという中で、１つの流れとしてはあり得るという気もするが、その点、皆はどう感じられるのか。

富本幹事長　少数会派は７人だが、一まとまりでないし、別に必要ない。交渉会派というのは、一応この間の会議でこのように決めたので、それで全然構わないと思う。

ただ、今後、議会基本条例の話をやっていこうという前回の申し送りがあり、その中で、この間の話でいえば、会派というものをどうとらえるか、交渉会派というものをどうとらえるかという話し合いがこれから出てくる。そういうときにいろいろ議論してい

けばよい。ただ、私としては、現状これを変える必要は全くない、少数会派という会派はないから。

原田幹事長　大体はそういう意見なのかと思ったが、今後問われていく問題。意見として付した。

小松幹事長　私も同様に思う。同様にというのは、今後議論していく必要があるということである。ただ、今回に関しては、これまでの慣例ということで了承する。

座長　ほかに意見は。では、今、原田幹事長と小松幹事長から意見があったが、そういったご意見もあるということを付しながら、議会運営委員会の委員の割り当てについては、先ほど次長が説明したとおりということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長　では、この件についてはそのように決定をさせていただきたい。

この後、議会の役職人事についてどういう形で進めていくのかということについて協議をいただきたい。その辺のところについてはいかがか。何か意見は。

小川幹事長　どういう形で進めるかというのは重要な問題。１回会派に持ち帰って、次の18日ぐらいに話せばよい。皆さんがきょう決めろと言うならそれでもよいが、次の18日まで会派に持ち帰って、どういう形でしていくのかというのが、私は今はベストだと考える。

座長　ただいま小川幹事長から、会派でいろいろ考えもあるから、一たん持ち帰って次回の代表者会議のときに協議をして決めていくのがよいのでは提案があったが、そういう形にしてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長　それでは、今後の進め方等については、各会派持ち帰りで、次回の代表者会議で議論をするので、よろしくお願いする。

《その他》

議員報酬に係る議員提出議案について

座長　それでは、その他に入る。

まず１点目、議員報酬に係る議員提出議案について、次長から説明をする。

議会事務局次長　資料２をごらんいただきたい。区議会議員の期末手当の支給月数及び支給額で、３つの区分に分けている。一番左側が６月、12月、３月で、本則の支給月数で、支給額、これは一般の議員の59万9,000円で計算した額となる。本則は６月期が1.8月、12月が1.85月、３月期が0.3月で、3.95月となっている。22年度実際に支給した月数が

合計3.43月で、本則に比べて0.52月減額されている。21年度も附則で月数を下げた形での支給となっている。

今回、区長等の支給月数は3.43、同じだが、６月、12月、３月期の各月の支給月数を標準化していることから、こういう形での改正が必要なのでは、ということで事務局のほうから提案させてもらう。

ただ、23年度の公務員給与の先行きはまだ不透明な状況があって、10％減とか、そういったことも背景にはあるという状況。

説明は以上。

座長　ただいまの説明について、何か質問等は。

富本幹事長　これは３回にする必要はあるのか。３月も要るのかということ。

議会事務局次長　法律で３回ということが決まっているわけではない。条例で、今までは慣例として、区長等と合わせて、一般職もそうだが、６月、12月、３月と３回支給するということになっている。

富本幹事長　別に法的に縛られるというわけではないのか。

小川幹事長　前期でその議論があったときに、３月をなくすということは、条例と何かもう１つのハードルがあると聞いたが、もしも条例だけで変えられるのであれば、すぐ条例を変えれば、年２回というふうに、例えばそれは区長、特別職と一緒に変えるのか、職員と一緒に変えるのか、議員だけ条例上、変えられるのか、その辺を聞きたい。

座長　詳しくまだ調べてないが、一応議員の場合は、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の中で、今の話のとおり、期末手当については６月、12月、３月と３回支給する形の規定になっているので、２回にするのであれば、その部分の条例を変えていけば問題はないと思う。

特に区長とは別立ての条例になっているので、総支給月数等については向こうとの整合性を図る必要はあると思うが、仮に３月期をやめてその分を６月か12月に上乗せをするとか、そういうことは多分できると思われる。

小松幹事長　これは本給そのものはさわらないということか。

座長　そうである。あくまでも期末手当の支給月数をどうするかということなので、本給自体については、通常でいけば、特別職報酬等審議会のほうでの議論を踏まえた上での対応という形となる。支給月数もそうだが。

原田幹事長　今、そんなことまで問われているのか。

座長　いや、そうではない。前回のときに説明したとおり、既に区長等の支給月数については、６月については1.55、12月については1.63、３月が0.25の年間3.43ということで、

もう本則で直している。ただ、議員の場合は、前回のときは附則で改正しているので、もう既に今の状況では本則に戻っているので、3.95月になっている。よって、このまま何もしなければ、6月期については1.8カ月分の期末手当が支給をされるという形になる。つまり、そのままだと前期のような、12月と3月で最終的な月数の調整をするだとか、そういう事態になりかねないので、やるならば今回、区長等の支給月数に合わせておいたほうがよろしいのではないかという話である。

島田幹事長　先ほど局長が、区長等の支給月数に議員のほうも整合性を持たせるべきだということを言った気がしたが、これはどういうことか。

座長　原則として、総支給月数はやはり整合性を持たせる必要があるということ。それをどう割り振るかについては、例えば2回でやるとか3回でやるとかいろいろあるが、3回でやるのであれば、基本的には区長等の支給月数に合わせてやったほうがいいと思う。

島田幹事長　では、原則としては本則3.95だが、本則であろうがなかろうが、区長等の支給月数が今本則で3.43だから、どういう形であれ3.43であるべきだというのが局長の言っていることか。

座長　そうすべきだということではなく、今、区長等の支給月数と議員の支給月数、本則で比べた場合については、議員のほうが多い。区長等の支給月数の変更というのは、昨年の特別区人事委員会の勧告の趣旨に沿った形で直したものである。そういう意味では、また今年度の勧告がどういう形で出るかはわからないが、今の状況から見て、とても支給月数が増えてくることは想定されないので、本則のまま行くと、また昨年と同じような形での対応を余儀なくされると危惧するところがあるので、そういう対応の仕方というのも1つの考え方としてはあると思う。

　とりあえず6月期については、区長等の支給月数に合わせた対応を暫定的にしておくということも1つの考え方としてはあるし、あとは、この際だから本則を区長等の支給月数に全部合わせて改正をしようという考え方もあろうかと思うが、どういう対応の仕方をするかは、ご協議いただきたい。

島田幹事長　多い少ないの問題ではなく、区長等の支給月数と議員の支給月数が違うところがある。それは勝手に決めたのでいいということか。

座長　基本的には報酬審議会の答申に沿った形で改正をしていくのが望ましいが、議会側と区長等の条例が別立てになっているので、それぞれの議会の考え方で、別に合わせる必要はない、自分たちの独自の路線で行くという考えでやっているところは、そのような形で決まってきているのではないかと思う。

　うちの区の場合については、これまで区長等と足並みをそろえてきている経過がある

ので、今回、どうするかという提案をしている。

原田幹事長　人事委員会勧告について、当時、共産党区議団は反対した。勧告に基づいて一般職員の給与をこれ以上引き下げるのは、デフレスパイラルを生む問題としても認められないといって反対したが、多くの会派が賛成をしてそのまま通った。議員だけは支給月数も一緒、給料も一緒というわけには、私はそれは区民から見て納得のいく話ではないと思う。

区長等の支給月数に合わせるのはもちろんのこと、事務局長が言ったように、確かに今後人事委員会勧告とかが改善していくとは到底思えないので、だったら、今のうちから年間の割合をもう定めておくというのは、私はおかしいことではないと思う。

島田幹事長　私が聞いたのは、区長等の支給月数と必ず合わせなければいけない根拠があるのかどうかという話をしたわけで、それが多い少ないとか、やるべきかどうかという話ではない。こうあるべきだというふうに局長が言ったので、それはどうかということを聞いただけであって、月数がどうこう、多い少ないとかという、そんな話をしているわけではない。これだけ訂正しておく。

座長　私もそういうことでお答えをした。あくまでも決めるのは、議員の報酬については議会のほうでご議論をいただき、うちはこういう対応をしようということで決めていただくのがこれまでの経過だと思う。

富本幹事長　主語の確認だが、勧告は、特別区人事委員会の勧告で、うちの報酬審議会はそれにどう絡んでいるのか。要するに、だれに言われてこれをやっているのか、やることにしたほうがいいというのが、結局だれが言っているのかということをきちっとしておきたい。要するに、特別区人事委員会勧告がストレートに来ているのか、報酬審がどう絡んでどうなっているのか、その辺の責任者はだれなのかということをちょっと確認しておきたい。

座長　給与改定の流れから申し上げると、まず特別区人事委員会の勧告が出る。それについて特区連と区長会とで交渉を行って、妥結をすれば、我々一般職員については大体特別区人事委員会の勧告どおりになるが、そのとおりの改定をされる。

特別職等の場合については別ルートになっていて、特別職報酬等審議会に区長から諮問をする。そのベースとなるのは特別区人事委員会の勧告であり、今年度についてはこういう勧告が出ている、それについて意見をお伺いしたいということで諮問をする。その諮問を受けて報酬審で議論をして、一般職員の例に倣って特別職の報酬あるいは期末手当の支給月数についてもやはり見直しをすべきだと。その率については、一般職員と特別職の場合は計算の仕方が違うので、うちの報酬審の考え方は、一般職員の引き下げ

率に見合う率の支給月数の削減という形で答申をされる。

その答申を受けて、あとは区長がどう判断するか、あるいは議会がどう判断をするかという形になるわけだが、これまでの例で申し上げれば、大体報酬審の答申どおりの改定がなされてきているという流れである。

富本幹事長　正直言って、特別区人事委員会の勧告と報酬審の勧告が、ずらしを調節しているのがあるとしても、違ったこともない。

座長　ない。

富本幹事長　大体スルーして同じ答えを出している。

座長　はい。

ほかに何か質問等は。

小川幹事長　報酬審は、昨年度は、従前とは全然違う回答だった。平成21年は議会の判断に任せるとか、昨年は初めて特別区人事委員会の勧告の数字と、これは私も昨年の議提を出したときに発言したが、別に合わせる必要はないが、たまたま特別区人事委員会の数字と合ったということだと思う。

座長　これまでの報酬審の答申で、議員に係る分については、先ほど小川幹事長が言ったとおり、21年度までは、区長に対しては何カ月か削減が望ましいという形で出てくるが、議会については良識的な判断というか、それを期待する、望むものであるというような書き方だったが、去年についてはそうではなく、議員の報酬についてもきっちりと、たしか月数まで入っていたかと思うが、かなり厳しい書き方をされたと思っている。

というのは、昨年については、お手元にお配りした資料のとおり、６月期については附則で改正をしたので、その時点で本則に戻って、もう1.8月お支払いしているので、片や区長のほうは本則で直しているので1.55という形で支給されているので、そのギャップがかなり大きかった。委員がその部分に結構着目をされ、厳しい表現の仕方の答申文になったと思っている。

小松幹事長　区の報酬審議会が対象としているのは、特別職と、その中に議員が入っているのか。

座長　議員も入っている。

小松幹事長　審議会の名前、もう一度正確に教えてほしい。

座長　特別職報酬等審議会。議員の場合、政務調査費も一応対象になっているので、必ずしも報酬だけということではない。

原田幹事長　この後の流れは、この問題についてはどうなっていくのか。

座長　前回お話ししたとおり、18日までに各会派のご意見を伺うとなっている。きょうお

配りしたのは、そのときに、どういう状況になっているか説明だけではわからないので、具体的な数字が入ったものを出していただきたいという要望があったので、今回お示しをした。これをお持ち帰りいただき、各会派でどのように対応をすべきなのかということをご議論いただき、18日に会派の意見としてお出しいただければということである。

ほかには。――では、この件については、18日の代表者会議のときに各会派のご意見をお伺いする。よろしくお願いする。

それでは最後に、もう１つ。

議会事務局次長　日程には記載がないが、会派別の議席に関し、けしば議員から案が提出された。期数別に後ろのほうからというところで案を作成いただいたが、この会派別議席についても、18日までに各会派で検討してご意見をまとめていただきたい。

座長　18日にご意見を伺いたい。

本日の議題は以上。次回の代表者会議は、５月18日水曜日午後３時を予定している。よろしくお願いをする。

ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長　では、以上で本日の代表者会議を終了する。

（午前１０時３２分　閉会）